

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹 美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21

〒861-2102 TEL (096) 214-7101

FAX (096) 214-7102

ヒント

念のため

人間誰しも、忘れることはあります。いくらこちらが忘れないでほしいと思ったとしても、相手の頭をコントロールできるわけではなく、うっかり忘れられてしまうことはよくあります。気がきく人は、最初から「忘れることもあるかもしれない」と考え、その可能性を考慮して、確認を丁寧に行います。その際によく使うのが「念のため」という言葉です。「念のため」には「万が一に備えて」という意味があります。この言葉は相手に対する信用を前提として伝わります。「念のため」には、自分のためというより、お互いの安心のために伝えているという効果があります。山本衣奈子著「気がきく人と気がきかない人の習慣」

ヒント

税務

ミニガイド

国税庁によると令和5事務年度の租税条約等の規定に基づく外国国税当局との相互協議事案の発生件数（納税者からの相互協議の申立て又は相手国税当局からの相互協議の申入れがあった件数）は212件、そのうち、事前確認に係るものが167件、移転価格課税その他に係るものが45件でした。



枝垂れ桜(東京・あきる野)

松浦和夫 / オアシス

住宅取得資金贈与の非課税

□贈与を受けた場合の非課税

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属から自己の居住用住宅の新築、取得または増改築等（新築等）の対価に充てるための住宅取得等資金の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、贈与税の非課税の特例の適用を受けることができます。

□非課税限度額

贈与を受けた人ごとに省エネ等住宅の場合には1,000万円まで、それ以外の住宅の場合には500万円までの住宅取得等資金の贈与が非課税となります。

なお、省エネ等住宅とは家屋の区分に応じ、省エネルギー性能、耐震性能またはバリアフリー性能のいずれかの基準（省エネ等基準）に適合する住宅用の家屋であることについて住宅性能証明書など一定の書類により証明されたものをいいます。

□贈与を受ける人の要件

次の要件のすべてを満たす受贈者が非課税の特例の対象となります。

- ① 受贈者の直系尊属からの贈与であること
- ② 贈与を受けた年の1月1日において、18歳以上であること
- ③ 贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下（新築等をする住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）であること
- ④ 平成21年分以降の贈与税の申告で「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けたことがないこと
- ⑤ 自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用家屋の取得をしたものではないこと
- ⑥ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用家屋の新築等すること



○奈良時代、花と言えば梅だった。平安時代には貴族が桜を見ながら歌を詠むようになった。鎌倉時代以降、「醍醐の花見」のように武士も楽しみ、江戸時代には庶民にもお花見が広がった。お花見弁当の豪華版は提重、中身はかまぼこ、玉子焼き、焼きおにぎり、刺身、きんとん等に食器、酒器。隅田川の桜は大雨の災害除けでもあり、花見客が自然に堤を踏み固めた。



- ⑦ 贈与を受けた時に原則として日本国内に住所を有していること
- ⑧ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住することまたは同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること

□住宅用家屋の新築または取得の場合の要件

- ① 家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が40㎡以上240㎡以下で、その家屋の床面積の2分の1以上が受贈者の居住用に供されるものであること
- ② 取得した住宅が i 建築後使用されたことのない住宅用家屋、ii 建築後使用されたことのある住宅用家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの、iii 建築後使用されたことのある住宅用家屋で、地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることについて一定の書類により証明されたもの等であること

□確定申告要件

非課税の特例の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、戸籍の謄本、新築や取得の契約書の写しなど一定の書類を添付して非課税の特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書を提出する必要があります。

相続税及び贈与税等の 調査状況について

□相続税の調査状況について

令和5年事務年度の相続税の実地調査件数は、前年度比4.4%増加し、8,556件。申告漏れ等の非違があった件数も2.3%増の7,200件。税額に関しては、実地調査と簡易な接触を併せた調査等の追徴税額は過去最高の前年度比3.4%増加し857億円となりました。なお、申告漏れ課税価格については4.4%増の2,745万円であり、実地調査1件あたりの申告漏れ課税価格は前年とほぼ同じで3,208万円であり、1件あたりの追徴税額は5.2%増の859万円でした。

現在、国税庁では実地調査に加え、お尋ねや電話または税務署への来署依頼による面接などの「簡易な接触」も積極的に行っています。簡易な接触の接触件数は大幅に増加して前年度比25.2%増の18,781件と大幅に増加しています。

□相続税の「無申告事案」と「海外資産関連事案」

「無申告事案」は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平化を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、課税処理に力を入れています。

無申告事案に関して、令和5事務年度において追徴税額は前年度比11.4%増の123億円、公表を始めた平成21事務年度以降で最高になっています。

また、「海外資産関連事案」は、納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、CRS情報ははじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握も積極的に行っています。

□AIの活用について

相続税の調査先の選定にあたっては、令和5年分相続税からAIを活用し始めており、令和6事務年度に実地調査を実施しています。

ナマの税務相談室

Q 令和6年12月5日に死亡した被相続人が契約者・被保険者となっている生命保険金（死亡保険金6,000万円）の受取人が

令和元年に死亡した弟のままになっていました。弟には配偶者と子が3人います。

この場合の死亡保険金受取人は弟の法定相続人4人ですが、指定受取人が死亡している場合は平成5年最高裁判決で4人が平等の割合とされています。

法定相続分割合とすると妻3,000万円、子は各人1,000万円となりますが、このケースは4人ともそれぞれ1,500万円となるのでしょうか。

今回の保険金は妻が代表して既に受け取っていて相続人間では法定相続分で分けようと考えています。法定相続分で受け取った金額で申告すると税務署は各人が1,500万円を受け取ったものとして相続税の申告を更正し、妻は3人の子からそれぞれ500万円の贈与を受けたものと

指定受取人が 死亡している場合の 保険金受取人等

して1,500万円は贈与税の決定をするのでしょうか。

A 保険事故発生前に死亡保険金の受取人が死亡しており、受取人の再

指定が行われていない場合には、その死亡保険金は民法上の相続財産には該当しませんので、死亡した保険金受取人の相続人が均等の割合でその死亡保険金を取得することになります。配偶者及び子3人が法定相続分で死亡保険金を取得した場合には、ご照会のように贈与税の課税問題が生ずることになります。

ただし、遺産分割協議において死亡保険金に相当する金銭を代償分割という方法で配偶者が自己の保険金1,500万円のほかに子3人から代償分割として500万円ずつ取得し、子3人は自己の保険金1,500万円を取得したうえで代償分割として各自500万円ずつ債務を負担することにすれば、贈与税の課税問題は生じません。

確定拠出年金の 拠出限度額の引上げ

老後にに向けた資産形成促進制度としては、「貯蓄から投資へ」の政府政策を基とした「資産所得倍増プラン」として運用益を非課税とするNISAと拠出額をも非課税とする確定拠出年金(DC)があります。

DCでは拠出された掛金が個々の加入者の持分として明確化され、加入者が自己責任で運用し、その運用の結果が年金等給付額となります。DCには、企業型と個人型があります。

企業型DCでは、事業主が掛金を拠出します。限度額は月額5.5万円です。企業型年金規約に定めがある時は、加入者個人も事業主掛金を超えない範囲で拠出(マッチン

グ拠出)もできます。

個人型DC(iDeCo)は国民年金基金連合会が金融機関に業務を委託して実施し、加入者自身が掛金を拠出します。また、企業年金を実施していない中小企業事業主が、従業員の掛金に上乗せして掛金を拠出すること(iDeCo+)も可能です。

拠出限度額は、国民年金第1号被保険者は月額6.8万円、企業年金がない第2号被保険者と第3号被保険者は月額2.3万円です。企業年金がある第2号被保険者は月額2万円です。

DCの企業拠出金は拠出時には個人の所得にはなりません。個人拠出金は全額が所得控除の対象になります。

運用益は非課税です。DCから個人が受取る時には、年金か一時金又は両方併用となり、全額が所得となります。年金としての受給では公的年金等控除の対象になり、一時金としての受給では退職所得控除の対象になります。

令和7年度税制改正で、確定拠出年金(企業型DC、個人型DC)の拠出限度額が次のように引上げられます。

- ①第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額5.5万円から6.2万円に引上げる。
- ②第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額2万円又は2.3万円から6.2万円に引き上げる。
- ③第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金で共通)を月額6.8万円から7.5万円に引き上げる。
- ④企業型DCのマッチング拠出での事業主掛金の範囲内との限度要件を廃止する。

春爛漫、学校も新学年、
新年度のスタートです。
「鶏鳴に起され四月はじ
まりぬ あや」
「路を煮て四月一日嘘も
なし 午次郎」
四月バカ。今は流行りま
せん。嘘をユーモアとす
る。欧米と日本は違うようです。
「うららかや雀ひばりに
鳴き交じり 草城」
「振り向きし後ろに月や
春の宵 淡路女」
4日清明、20日穀雨。



タイムアップの笛は、
次のキックオフの笛である。

(デットマール・クラマー)

4月の税務メモ

(国税)

- 3月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告

10日

15日
30日

〃
〃
(地方条例による)

(地方税)

- 3月分個人住民税特別徴収分の納付
- 給与支払報告に係る異動の届出
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告
- 非課税法人の住民税均等割の申告
- 軽自動車税の納付
- 固定資産税、都市計画税の納付
- 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。